

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

勝浦市水道課より大事なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	指定を受けた日
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から 1年: 令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	" 2年: 令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	" 3年: 令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	" 4年: 令和5年9月29日まで
H25.4.1～H31.9.30	" 5年: 令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛てに、**ダイレクトメールにて通知をします。**
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**水道法第25条の2(指定の申請)**に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行なうための機械器具の名称、機能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●指定更新に必要な書類

※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行いません(参考)

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は照明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

※更新手数料10,000円がかかります。

☆更新申請についてのお問い合わせは
勝浦市水道課 TEL:0470-73-6620